

# ウラン加工事業者との意見交換会

令和4年6月13日（月）

原子力規制委員会

# ウラン加工事業者との意見交換会

## 議事録

### 1. 日時

令和4年6月13日(月) 15:30～16:55

### 2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室BCD

### 3. 出席者

#### 原子力規制庁

長谷川 清光 原子力規制部 核燃料施設審査部門 安全規制管理官

小澤 隆寛 原子力規制部 核燃料施設審査部門 安全管理調査官

中野 光行 原子力規制部 核燃料施設審査部門 上席安全審査官

#### 三菱原子燃料株式会社

大和矢 秀成 取締役社長

富永 康修 取締役執行役員

山川 比登志 安全・品質保証部 部長

清水 純太郎 生産管理部 主幹

島 直之 生産管理部 設備技術課 課長

草間 誠 安全・品質保証部 安全法務課 課長

#### 原子燃料工業株式会社 熊取事業所

伊藤 卓也 取締役執行役員 品質安全管理室長

藤原 徹 熊取事業所 担当部長

小野 慎二 設備管理部 設備設計グループ長

藁谷 隆司 設備管理部 主幹

上村 仁 設備管理部 主幹

岡田 卓也 環境安全部 安全管理グループ 参事

柿木 俊平 環境安全部 安全管理グループ 参事

鹿目 瞬 環境安全部 環境管理グループ 技師

原子燃料工業株式会社 東海事業所

鈴木 瑞穂 東海事業所 環境安全部長  
瀬山 健司 環境安全部 安全管理グループ長  
川村 慧 環境安全部 安全管理グループ

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

磯辺 裕介 環境安全部 担当部長  
吉崎 達也 製造部 副部長  
小林 克樹 環境安全部 安全技術ユニット担当主任

4. 議題

ウラン加工施設の設工認申請等の考え方について

5. 配付資料

なし

6. 議事録

○長谷川安全規制管理官 定刻となりましたので、ウラン加工事業者との意見交換会を始めます。

本日の議題は、ウラン加工施設の設工認申請等の考え方ということでお願いしたいと思います。

本日の会合は、新型コロナウイルス感染症対策のため、事業者のほうはテレビ会議システムによる参加となります。

本日の会合の注意事項等について、規制庁から説明をお願いいたします。

○小澤安全管理調査官 規制庁の小澤です。

本日もテレビ会議システムによる開催ということで、注意点を何点かお伝えしたいと思います。

説明者は、名前を言った後に説明するようにお願いします。本日は、フリーディスカッションということで、資料等用意はしていないというふうに聞いてございます。やり取りの中で我々の言っている内容が聞き取りにくい等ありましたら、途中でも構いませんので、発言していただければと思います。よろしくお願いします。

○長谷川安全規制管理官 それでは、議題に入りたいと思います。

まずは、このような会合が本日初めてということもありまして、意見交換会の開催の経緯等について、規制庁のほうから説明をさせていただきたいと思います。

○小澤安全管理調査官 規制庁の小澤です。

本日の開催の意見交換会の開催の経緯について御説明させていただきます。

開催するに当たって、各事業者には先にお伝えしているところでございますけれども、今年の5月18日第10回の原子力規制委員会の議題3の議論において、三菱原子燃料に対する検査の中で不適切な対応が確認された事案の中で議論されたものでございます。

この本事案の要因が、設工認の申請対象として分析設備等の少量の核燃料物質しか取り扱わない設備、こういうものに対しても安全機能を有する施設として申請しているということで、設工認の申請範囲が過度に広過ぎたのではないかというような点が、まず1点でございます。

もう1点が、設工認申請された設備機器について、安全上の重要度に応じて申請がなされているという状況ではないということと、我々の審査する側も申請されたものに対して、設計基準事故に関係する施設などと、軽重をつけることなく淡々と審査をしていたという状況があります。そのような対応をしてしまったという点について、指摘がなされました。

これまで、設工認申請書の記載の考え方等について、事前に規制庁側からアナウンスが不足していたということも考えられるということで、委員長からウラン加工事業者と規制庁との間で、まずはしっかり議論をして共通認識を醸成するように指示がありまして、本日の意見交換会を開催するものでございます。

ウラン加工事業者としては、本日参加していただいているMNF、GNFJ、NFI以外にも、日本原燃も濃縮施設等ございますけれども、こちらにつきましては、審査の中で本日の議論になる内容等の整理がなされているということで、本日の意見交換会に参加を求めているという状況でございます。

簡単でございますけれども、経緯については以上でございます。

○長谷川安全規制管理官 それでは、意見交換会ということなんで、皆さんからいろいろ御意見をいただきたいというふうに思っていますので、まずは、1社ずつ意見を伺って、それで議論を進めながらというふうに思っています。

これまで審査の経験、いろいろ許可、設工認というふうが続いてきてはいますが、その中で、いろいろ思うところ等御意見があると思います。それらについて、屈託のない意見

を伺いたいというふうに思っていますけれども、それ以外でも、いろいろこの機会、初めてでございますので、御意見等ございましたら、併せて聞きたいと思えます。

1社ずつ進めるということで、まずは、三菱原子燃料のほうから、一番進んでいるということもあるので、御意見等をお伺いしたいと思えますけれども、よろしくどうぞお願いします。

○三菱原子燃料株式会社（山川部長） 三菱原子燃料の山川でございます。

それでは、当社の考え方について御説明させていただきたいと思えます。

まず、1点目の分析設備に関するところですが、こちらを当社が申請したというところの経緯ではございますけれども、まず、加工規則におきまして、事業許可の加工設備本体の構造及び設備で記載すべき事項は、主要な設備及び機器というふうに規定されてございます。

過去の事業許可におきましては、主要な設備及び機器のみを規制していたということではございますけれども、分析設備につきましては、その他加工設備の附属施設という形で記載していったものの、加工の方法については記載していなかったというところがございます。

次に、新規規制基準の施行後の当社の事業許可変更申請の際に、事業許可というものは、そもそも禁止事項の解除である。加工施設内のウラン加工に関わる行為については、全て記載するよという御指摘があったこと。また、再転換工程におきまして、少量の核燃料物質を取り扱う設備機器についても記載するよという御指摘があったことも踏まえまして、加工の方法に分析設備等について記載することになったというところがございます。

また、事業許可に記載した全ての設備につきましては、安全機能を有する施設として取り扱うことになったこと。なお、主要な安全機能を有していない分析設備についても、サンプルの保持という形で安全機能として取り扱うこととしてございます。

その後、設工認の段階におきましては、事業許可において安全機能を有する施設として位置づけた全ての設備を設工認の申請対象設備とすることにしてございます。

設工認では、審査が進むにつれて、一般産業品と同レベルである耐震3類の設備につきましても、耐震1、2類と同等の記載レベルを求められまして、分析設備に載せているような机ですとか、アンカー、ボルト等を含めて詳細な仕様、図面の記載をしたということがございます。

以上が、1点目の件になります。

続きまして、2点目の件ですけれども、加工施設では発電炉における設工認の申請に関するガイド等が設定されていない。設工認の審査の過程で、既工認では申請されていない機器の申請や詳細な内容の記載を求められたというところがございます。

発電炉におきましては、補機に当たるような、例えばタンクですとか、ポンプ、熱交換機等の部品については、申請の対象外となっているというふうにお聞きしてございます。

一方、加工施設では、補機の部品も申請対象になっているというところがございます。

また、発電炉では、添付資料の位置づけで機器図とか、系統図、それと配置図、インターロック系統図等もあるんですけれども、加工施設の場合は、設工認の本文扱いになっているというところがございます。

以上のような状況を踏まえまして、当社としては加工施設においても設工認の申請に関するガイド等を設定していただきたい。それとともに、その設定に関しましては、発電炉との比較を含めて、安全上の重要度に応じた合理的な内容としていきたいというふうに考えてございます。

また、今後の変更申請時の手続等の簡略化についても、併せて今後御相談させていただきたいというふうに考えてございます。

MNFの見解は以上でございます。

○長谷川安全規制管理官 どうもありがとうございました。

今の御意見を簡単にまとめると、許可の時点で少量の核燃料を扱うような設備についても許可の段階できちんと記載するよにということとか、それから、一般産業品と同じものに対して、設工認で詳細な図面とか仕様というのを求められていた。少し過剰ではないか、ということの要求があったのではないかという御意見だったと思います。

また、その申請全般に対しても、原子炉と比べると体系化がされてないので、今言ったような過剰要求もあったのではないかということで、そういったところをきちんと分かるような、例えばガイドみたいなものを制定してほしいと、そういった意見だったというふうに思います。

今の御意見に関しまして、まずは規制側からしっかり必要なお答えなり、御意見をすべきだと思いますので、それをお願いします。

○小澤安全管理調査官 規制庁、小澤です。

そうしましたら、何点かありましたけれども、まず最後のほうにありました設工認の申請に関するガイドの制定をしてほしいという点についての、現時点の考えでございますけ

れども、これは本件の経緯でも御説明したように、5月18日の規制委員会において、委員長のほうから発言があったとおり、加工施設は変更申請などの機会が、まず限られているということで、今回の新規制基準対応のように、集中的に審査を実施しなければならない状況というところに至ったときに、事業者側、規制側、双方に戸惑いなどがあったことも、まず考えられるということで、スタートとしては、加工事業者と規制庁の間で議論を行って認識を合わせるということが最も重要と言われております。

まず、そのスタートということで、現時点で策定するというところは考えてございませんけれども、本日のように意見交換の場を通して、規制庁と事業者の間で共通認識を持って申請、そして審査に当たるということが重要なことと考えてございます。

その中で、幾つか事例を挙げられて、少し過剰ではなかったのかというようなところ、例を挙げて御説明されていたものについて触れていきたいと思うんですけれども、まず、耐震重要度3類の設備についても、詳細な仕様、図面が求められ、今回の対象となった分析設備の机のアンカー等の図面、3類相当のものも記載を求められたということで、本件については、我々のほうも当初から1類、2類、3類とあったときに、まず重要なのは、許可を踏まえたところで取りこぼしがいいことであつたりとか、審査の内容に漏れがないことというようなところに重点を置いて審査を進めていったところで、そのグレード分けというところの考えに至った審査をしていなかったというところは、まず事実でございます。

その上で、当初より3類、耐震重要度分類3類の設備については、基本方針を示して、耐震計算書や計算結果などを求めていなかったというところでございます。

これについて、令和2年9月30日の委員会資料、試験研究用等原子炉施設及び核燃料施設に係る設計及び工事の計画の認可申請の審査、並びに使用前確認等の進め方についてというところでも明確に記載されましたけれども、耐震重要度の観点から基本方針書、基本方針書というのは、設計の方針であつたり、基本仕様であつたり、性能、個数であつたりというようなところを当てることができるということで、耐震計算書などを求めるものではないというようなことが明確にされたということ踏まえると、今後については、記載することを求めていくものではないというふうには考えてございます。

もう一つ、図面で例として挙げられたところだと、機器図だとか、系統図、配置図、インターロック図、系統図等の図面、これらについては実用炉だとか、核燃料施設でも原燃の濃縮の施設であつたりとか、使用済燃料貯蔵施設であつたりとかというところの申請書を見ると、添付資料として取り扱われているというのも事実でございます。

そういうところを踏まえると、今後について、本文記載として申請するというのではなく、添付資料にするということで求めることはしないとした場合においても、今のところ設工認の申請書本文の記載の構成がウラン加工施設については、まず、本文記載事項として仕様表があって、別表があって、別表の中にはその材料一覧であったり、耐震の補強項目とかがあって、その後に図面があって、工事の方法、検査の方法というような流れの構成になっているというのは、各事業者、変更がないところであると思っています。

それで、その図面を添付側に移行するといったときに、本文の構成として、その仕様表に記載し切れないところを図面に1回落としてというものも一部ございますので、そういうところ全体を精査していただいた上で、本文記載事項としてどうすべきなのかというところをしっかりと考えていただいた上で申請していただければと考えています。

幾つか、その事例として挙げられたものについては、以上であったかなと思います。

私からは以上です。

○長谷川安全規制管理官 それでは、今の三菱原子燃料からの意見、それに関連した規制庁からの説明を踏まえまして、三菱原子燃料以外も含めて、何か御意見等ございましたら、お願いしたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○原子燃料工業株式会社熊取事業所（藤原担当部長） 原子燃料工業、藤原でございます。

今の小澤さんの御説明、特にこちらからコメント等はございません。令和2年9月30日の委員会資料に沿って審査するというので理解のほうはしましたので、特にこちらから意見等はございません。

以上です。

○株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（磯辺担当部長） GNFJ、磯辺でございます。

当社も特にコメント等はございません。

以上です。

○長谷川安全規制管理官 三菱原子燃料、いかがですか。反論等あれば、本当に遠慮なく言っていただいたほうがいいのかと思うんですけど。

○三菱原子燃料株式会社（山川部長） 三菱原子燃料の山川でございます。

今の小澤さんの説明は理解したところではございますけれども、書くべき項目等々については、今回の設工認の申請の中で個別に規制庁さんと私ども事業者の中でやり取りしながら決めていったというところは理解するんですけども、やはり今後もそうなんですけ

れども、それらの項目についてどの程度詳細に書くべきなのかとか、記載内容の細かいところを、そこについてはやはりまだちょっとよく詳細が練られていないのかなというのが、我々の感じているところでございます。

それらについては、今後もちよっと協議をさせていただいて、都度、中身の記載程度については、お互い、同じ認識を持って記載をしていきたいというふうに考えてございます。○長谷川安全規制管理官 ありがとうございます。あまり、意見としてもっといろいろ言っていた方がいいんですけど、私から言わせてもらうと、多分、当初、許可の段階、これは新規制基準の適合ということで、かなり年月がたってしまって、今の時点で考えた場合に、許可の時点でも過剰と考えられるような意見をこちらから言ったということは、僕もそういうふうに思っています。

それから設工認に対しても、重要度をしっかり考えずに、何というんですか、安全側に見れば、それはそれで多少過剰でもいいという考えに至った中で、いわゆる、今、この中でグレーデッドアプローチとか、そういうようなことをしっかり踏まえて、資源の振分け方みたいなところを考えた場合に、適切にその重要度を加味した中で、まずは申請者もしっかりとそのあたりを説明し、それに見合った形で、その重要度に応じて審査の深さというのも考えていくべきだという点では、そこは我々もやっぱり改善の余地があると思います。

今の議論の中だけだと、少し、まだ抽象的なところもあるので、最後に我々、考えているところを少し提案させていただいて、そのときに少し細かい点についても、今日できれば、少し議論したいと思いますので、次に原子燃料工業からも意見をいただいて、少し議論を、いろんな議論をしたいと思います。

よろしければ、原子燃料工業のほうから、説明なり、意見、お願いします。

○原子燃料工業株式会社熊取事業所（藤原担当部長） 原子燃料工業の藤原でございます。私のほうから、御説明させていただきます。

まず、課題1でございますが、こちらにつきましては、当社、ごく少量の核燃料物質を扱う施設、こちらについては申請外としておりますので、これについては意見はございません。

その次の課題、議題の2です。こちらにつきましては、まず、我々、熊取事業所の場合ですが、5分割の5回目の審査を受けているところでございまして、今までの審査の中で少し感じたことをお伝えさせていただきたいと思います。

まず、重要な建物、設備、機器、こちらに対しては、特に審査が不足していたとは思っておりませんが、ただ、他法令の要求による機器、こちらについても同等の審査を受けていたわけですが、例えば、配線遮断器とか、漏電遮断器といったものがございまして、こういったものは、通常の一般的な安全の機器でございまして、これらは許可申請書に記載があるため、こういったものまで審査を受けていたわけなんですけど、こういったものにつきましては、もう少し審査を、少し変えていただければと思っているところがございます。

次に、新規制基準の対応では、通信連絡設備とか、あと緊急設備の可搬型照明、あと消防機器などといったものにつきましては、かなり細かく台数まで記載しているところがございます。

これらの機器につきましては、認可を受けた後は、現在、一般産業用工業品として交換、更新といったものは認められているところがございますが、台数の変更というものが、今後、設工認の申請を要するのかなというのを、つまり特に消防機器につきましては、これは消防法によるものでございますが、消防法によって変更が生じるといったことが考えられますので、こういったところにつきましては、取扱いについて御相談させていただきたいと思っているところがございます。

以上です。

○長谷川安全規制管理官 ありがとうございます。

今の意見に対して、規制庁のほうから、何か、説明ございますか。

○小澤安全管理調査官 規制庁、小澤です。

何点かあったことについて、こちらの考えを御説明したいと思います。

まず、一つ目が、他法令で要求されている設備機器の審査について御質問があったと、御意見があったと思います。

これについてですけれども、令和元年12月25日の規制委員会資料、こちらの「試験研究炉等原子炉施設の審査の改善策等について」というような資料でございますけれども、ここで示されているとおり、消防設備や避雷針等、そこの部分を読み上げますけれども、消防設備や避雷針等の設置により事業変更許可及び設工認における要求事項が消防法、建築基準法等の他法令による基準により確保されると認められる場合は、設置変更許可の段階で当該設計が他法令の基準によるという基本的な設計方針が示された上で、設工認申請書において当該基本的な設計方針に基づき施設する旨、記載するものとし、詳細な説明書は

添付を求めませんという記載になってございます。

当該委員会の資料なんですけれども、先に話した令和2年9月30日の委員会の資料、こちらのほうは、審査の進め方等の、先ほど紹介した資料でございましてけれども、このタイミングで令和元年12月25日の委員会資料は廃止ということになってございましてけれども、直接的に記載されているので、今、紹介させていただいたんですけれども、令和2年9月30日のその進め方の説明紙では、一般産業用工業品の記載の中でその部分が読み取れるということで、我々のほうは考えてございます。

ですので、今の紹介した記載のとおり、基本設計方針というものを示していただいて対応いただくというような状況になってございまして、そのところをきちんと把握していただいた上で、今後の申請で対応していただければと思います。

2点目ですけれども、緊急設備だとか、消防設備だとかの台数まで記載しているということで、その一般産業用工業品は更新を認められているけれども、台数などが変更になった場合というような御意見であったと思います。

このところなんですけれども、まず、当初申請において、台数まで記載する必要が何であったのかということによると考えてございます。

例えば緊急設備なんかにおいては、これは許可のときに、重大事故に至るおそれがある事故への対処というものを検討して、対処に必要な人員であったりとか、必要な設備の数量であったりとかということも許可で定めて、それに基づいて、その数以上のものを設置するというので、設工認側で物として申請されているというふうな理解でございまして、そのところは数は必要になってくるというふうに考えてございます。

あと、消防設備などにおいても、こちらの方も許可の段階で、ウラン加工施設の場合は消防法に基づいてというふうな方針が示されておりまして、設工認でもそれに従ってということになってございます。

ですので、必要な数というものも消防法に基づいて設置されているという状況でございまして、現状の数だとか、設置位置だとか、そういうところも記載していただいているというところでございます。

それについての、数だとか、そういうものが消防法に基づいて変更になったときはどうなのだとしたことだと思っておりますけれども、その手続きとしては、現状においても、消防法に基づいて申請するというところで、消防法に基づいて変更が生じたというところは、その変更が、その加工施設の保全上支障がある変更かどうかということで、現状、保全上

支障がある変更ではないという判断をして、軽微変更の届出、法律の第3条の2に基づいて軽微変更の届出という扱いで取り扱っているというようなところが、現にこれは幾つか事例がございます、そういう取扱いで対応しているというところでございます。

確認事項は以上であったと思いますけれども、私からは以上でございます。

○長谷川安全規制管理官 それでは、今の規制庁からの説明も含めまして、先ほどのように、各社、何か御意見等がございましたら、お願いしたいと思います。

○株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（磯辺担当部長） GNFJでございます。

今の御意見については、特に、コメントというのはございませんで、当社は、議論のありました緊急設備とか消防設備とかというのはこれからの申請になりますので、その中で、今日の議論なんかも踏まえて、申請の内容を整理して申請させていただきたいと思います。

以上です。

○三菱原子燃料株式会社（山川部長） 三菱原子燃料の山川でございます。

概略は理解できたんですけれども、最後、例えば消火器の数が消防法によって変わったときに軽微変更届ということなんですけれども、現在、当社ですと、まだ使用前検査、使用前確認が完了していないというところで、その段階で軽微変更届というのが分かるんですけれども、仮に今回設工認を出しました、使用前検査、使用前確認が終わって合格証が出た後、法令で消火器の数が変わるということになった場合は、それについても過去の設工認を軽微変更するということなんでしょうか。ちょっとその辺が理解できなかったものですから、確認させていただきたいと思います。

○小澤安全管理調査官 規制庁、小澤です。

それは現時点で軽微変更の届出が必要ではないかというふうに考えてございますけれども、そこについては、こちらで再度確認させていただいた上で正式な回答をさせていただきたいと思います。

○三菱原子燃料株式会社（山川部長） 三菱原子燃料の山川でございます。

承知いたしました。

○長谷川安全規制管理官 原子燃料工業は、今の説明でいかがですか。皆さん、自分たちの意見に対する説明として。

○原子燃料工業株式会社熊取事業所（藤原担当部長） 原子燃料工業、藤原でございます。

1点ございましたが、先ほどMNFさんの方で御質問していただきましたので、特にこちら

から追加の御質問はございません。

以上です。

○長谷川安全規制管理官 ありがとうございます。

今のお話も、後ほど少し全体的に話をしたいと思いますけど、個別の施設、設備に関しては、やはりこれらの持つ意味というのを、多分、しっかり理解し、考えた上で、それぞれ判断がされていくんだらうというふうに思っていますので、先を進めて、次にGNFジャパンの方から御意見があれば、伺いたいと思います。

○株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（磯辺担当部長） それでは、GNFJ、磯辺です。

では、当社の意見を御説明いたします。

まず、一つ目の分析設備などの取扱いですけれども、これはMNFさんと大体同じでありまして、当社の事業変更許可申請書のその他の加工施設のところでは、核燃料物質等を取り扱う施設としまして、分析室で非密封の核燃料物質を取り扱う分析用フードでありますとか、固体廃棄物の中のウラン量を測定するウラン量の測定装置でありますとか、第1種管理区域内での粉末容器等の質量管理のための秤量設備というものを挙げていて、これらについては、微量の核燃料物質を取り扱うというよりは、もう少し量的にも多いものを扱いますし、閉じ込め等の機能も有しておりますので、これらを設工認申請の対象としております。

もちろん、いわゆる分析装置というものも管理区域の中にありまして、主に第1加工棟の中にございますけれども、これらにつきましては、建物全体で閉じ込めの管理を行っていると、あるいは建物全体で核燃料物質の量を制限することにしておりまして、万一、漏えいしても臨界のおそれもないということで、個別の分析装置は設工認申請の対象とはしないというふうに扱ってございます。

あと、なお、分析装置だけに限らず、許可申請書には、加工施設の一般構造のところの安全機能を有する施設という項目に安全機能を有する施設の一覧表というものを整理してございます。当社といたしましては、この一覧表に記載した施設を設工認対象にして申請していくということを基本として進めているところであります。

以上が1番目の項目でして、2番目でございますけれども、当社は、今、分割申請の申請審査の途中段階でございまして、今、三次の設工認申請まで認可をいただいております。

その後、先ほど小澤さんからも御紹介がありました令和2年9月30日付の規制庁殿の進め

方のペーパーが出ておりました、次の四次の設工認申請はこのペーパーが出ました後に申請するものとして準備を進めておりますので、このペーパーに示されました方針に沿って、先ほど小澤さんからも御紹介がありましたけれども、加工施設の重要度に応じた申請書の記載の対応とする予定であります。

具体的には、ウラン加工施設、当社、本加工施設は安全上重要な施設がありませんので、耐震設計については基本的な方針と主要な結果を示すことにしまして、これまで添付していたような詳細な形の計算書は添付しないでありますとか、先ほど来出ております一般産業用工業品に該当する設備を明確にいたしまして、その仕様や性能については基本的事項を説明することにして、また、交換や更新に対する方針を設工認の申請書に記載しまして、認可された後は、その方針に従った更新、交換については申請を要しないというようなことを明確にした上で申請をしていきたいと考えております。

なお、今準備しております設工認の申請書の体裁とか様式につきましては、従前のものを基本に、既にいろいろ準備が進んでいるところでございますので、これについては大幅な体裁の変更とかはしない中で、この9月30日付のペーパーの内容を取り込んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○長谷川安全規制管理官 ありがとうございます。

今の意見は、特段、私が聞いた限りでは、グローバル・ニュークリア・フュエルとしては、これまで我々が示した中で、特段問題なく、差し支えなく進んでいるような、進められるような御意見だったと思うんですけれども、何か、規制庁の方からありますか。

○小澤安全管理調査官 規制庁、小澤です。

今の御発言、御意見はあれですね。令和2年9月30日でこちらから示した進め方の方針に沿って申請しますということでございましたので、まず、そこを踏まえて申請していただければと思います。

その上で、本日、議論している内容もありますので、そこも踏まえて、考えるところが申請するに当たってあれば、また別途、相談していただければと思っています。

以上です。

○長谷川安全規制管理官 ほか、事業者の方から何か御意見はありますか。

ここはなかなか意見しづらいようなあれだったんで、取りあえず、今、3社からそれぞれ意見をお聞きして、こちらから考えていることを少し説明させていただきましたけど、

ほかに、まず、何か言い忘れたり、今の意見の中から新たに疑問が浮かんだりした点というの、何かございますか。

○原子燃料工業株式会社熊取事業所（藤原担当部長） 原子燃料工業、藤原でございます。  
弊社の方は、特にございません。

以上です。

○長谷川安全規制管理官 ほかの方々もよろしいですかね。

○株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（磯辺担当部長） GNFも、特にございません。

○三菱原子燃料株式会社（山川部長） MNFの山川でございます。

当社も、特にございません。

○長谷川安全規制管理官 あまり思っていたより活発ではないんですけど、3社から意見を伺って、大体、整理を少しさせてもらおうと、まず、一番あれは三菱原子燃料から、審査の中でいろいろな要求が少し過剰だったのではないかという点があった点、この辺は少し改善の提案をさせていただきたいというふうに思っています。

それから、原子燃料工業からも、少し個別具体的に、細かな、遮断機の話とか、通信連絡、緊急消防設備等について、これらも基本的には加工施設としてはさほど重要度が高いというふうなものでないので、多分、特に重要度がウラン加工施設としてそれほど高くないところの取扱いというのが皆さん一番懸念しているし、こちらも、皆さんから多少オーバースペックであっても申請がされれば、それはそれなりに見てきてしまったというところがあって、その点に関しても少しこちらから説明をさせていただきましたけど、その辺りも踏まえて、一応、改善すべき提案をこれからしたいと思いますので、その説明を聞いた上で、また御意見をいただきたいというふうに思います。

うちの小澤の方から、改善2点考えているところがありますので、それを説明させていただきます。

○小澤安全管理調査官 規制庁、小澤です。

それでは、まず一つ目ですけれども、まず、設工認申請範囲の考え方ということで、今回、いろいろ問題になったというところで、加工事業規則に規定されております加工施設の区分で、その他加工施設の附属施設の構造及び設備のうち、ごく少量の核燃料物質を取り扱う施設であって、当該施設以外の施設によって安全機能を担保できるようなものについては、安全機能を有する施設として審査の対象としないということとするというふうに

考えてございます。それが1点目でございます。

2点目でございますけれども、これは審査のグレードというか、軽重をつけてというところになりますけれども、設計基準事故の発生防止だとか、拡大防止に資する施設、そういうものについては、仕様、性能等を示す基本方針に加えて、臨界、火災、爆発、遮蔽等の影響評価であったり、それに必要な構造詳細図面等を従前どおり求める、求めていくということとして、それ以外のものについては、その仕様、性能等の基本方針のみを説明いただくということにしていくというふうなことで、今、考えてございます。

大きくその2点について、そのような考え方で、今後、審査をしていきますよということと考えてございます。

私からは、以上です。

○長谷川安全規制管理官 今の説明、簡単に言うと、設工認をやるときに、まず、いわゆる使用施設なんかでは5%濃縮、皆さんでいうところの5%未満の濃縮ウランで1.2キロなければ、いわゆる政令の非該当施設として取り扱っていて、これらはいわゆる使用前検査、検査を要さないということになっていますので、それと同じような取扱いをするということ。

それから、二つ目の点につきましては、ウラン加工施設の場合、安全上重要な施設と言われるものはないにしろ、設計基準事故の発生防止等、比較的、施設の中で重要度が高い臨界防止とか、そういったところについてはしっかり審査をするということでありまして、それ以外のところにつきましては、基本的なところを見ていくという、そういう方針を明確にしていきたいというふうなことですけれども、皆さんから、これでは足りないとか、ちょっと不明な点があるとかというところがありましたら、御意見を頂戴したいと思います。

○原子燃料工業株式会社熊取事業所（藤原担当部長） 原子燃料工業の藤原でございます。

1点、ちょっと御確認させていただきたいんですが、先ほど言われましたのは、発生防止、拡大防止、こちらのほうのものにつきましては、それ以外のものについては基本方針を示すというふうなお話でございますが、例えば我々の方が先ほどちょっと細かいところをお伝えさせていただいたもの、ああいったものにつきましては、こちらに該当するという理解でよろしいでしょうかということと、そういったもの、基本方針を示す、今後の話になるんでしょうけど、どういった形の申請をさせていただくかということは、今後、御相談させていただきたいと思っております。

以上です。

○小澤安全管理調査官 規制庁、小澤です。

原燃工のほうからあった御意見というか、認識のとおりでございまして、原燃工から意見のあった図面だとか、そういうところのものは、今の設計基準事故だとかの発生防止、拡大防止以外のものというようなところに含まれるものと考えております。

今後ということでございますけれども、やはり現状の本文記載の状況ということ踏まえて、全体で考えていかなければいけないものと考えてございますので、申請に当たっては、まず、事業者のほうでしっかり考えていただいた上で、不明なところ等、相談するところがあれば言っていただければと思います。

以上です。

○原子燃料工業株式会社熊取事業所（藤原担当部長） 原子燃料工業、藤原でございます。

承知しました。ありがとうございます。

○長谷川安全規制管理官 ほか、事業者のほうから、何か御意見はございますか。

○株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（磯辺担当部長） GNFJ、磯辺でございます。

2番目のところで一つ確認なんですけども、今、藤原さんの御質問にも似ているかもしれませんが、設計基準事故の発生防止とか、拡大防止に関わる施設とそうでない施設というのは、現状ではどこかではっきり定義されているわけではないというふうに認識してございますけども、今の小澤さんの御説明は、事業者でまず整理して申請書を作ってみて、それで審査しますよと、具体的に適用していくに当たってはそういう段取りだという御説明だったでしょうかという確認です。

以上です。

○長谷川安全規制管理官 規制庁の長谷川ですけれども、今の点なんですけど、これ、今日設工認の申請というところがメインで議論が進んでいると思うんですけど、いずれにしろ、多分、これ問題は、全ての問題というか、課題になっているのが許可だと思っています。

なので、今のお答えからすると、許可で皆さんが安全を確保する上で、特にいわゆる基本的安全機能と呼ばれている臨界、未臨界維持ですとか、冷却というのは特にウラン加工施設ではないので、核燃料物質をいかに閉じ込めると、遮蔽も含めた閉じ込めというところをいかに担保しているのかという、その点と、その担保要件というのが損なわれるよう

な事態になったときに、問題が外に大量に漏れてしまうようなところというのを我々はしっかり見ますよと。

なので、それらの誘因となるような、地震ですとか、火災とか、爆発、多分そういったところをしっかりと押さえていって、それらが発生しないようにするし、発生した場合、地震なんかを抑えることはできないですから、転倒しないこととか、そういったことをしっかり見ていくと。

そのために必要な、図面だとか、評価結果みたいなのは説明をしていただきたいと、そういうような趣旨を持っています。

○株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（磯辺担当部長） GNFJ、磯辺です。

御説明ありがとうございます。少し、いろいろ社内でも検討したいと思います。

ありがとうございます。

○長谷川安全規制管理官 ほか、いかがでしょうか。

○三菱原子燃料株式会社（大和矢取締役社長） 三菱原子燃料の大和矢でございます。

御説明、どうもありがとうございました。少し質問をさせていただきたいんですが、3社の中で私ども三菱原子燃料だけが設工認申請を全て終わっていて、それで使用前検査段階に入っているというところでございます。

先ほど、規制庁さんのほうから御説明がございました申請範囲であるとか、それから、その他の機能については基本方針だけを記載すればよいというようなお話もございましたが、私どもはもう既に設工認を全て出し終わってしまっているという状況でございます。

どうしたらよろしいでしょうか。私どもにどうせよというふうな御指導なんでございましょうか。まず、これをお聞きしたいと思います。

○長谷川安全規制管理官 規制庁の長谷川です。

基本的には、だから、そういう意味では、三菱原子燃料に対しては既に終わっているの、何かしろということではなく、むしろ少し過剰なことをしてしまったところは、範囲はあるんだろうというふうに思っています。

ただ、その発端というのが、いろいろ我々が過去に遡って、どういうふうな審査をしてきたかとか、どういう点がよくなかったかというのが、そこから浮彫りになったという意味では、遅くなってしまいましたけど、この時点で必要な改善があれば我々もどんどんやっていきたいという趣旨で本日、やっていると。

ですから、本件については、三菱原子燃料には、何かここから先する必要はないんですけども、この話としては、今だけではなくて、未来、何か変更があったり、様々なことがあると思うので、その時点では、そういった考えを持って、引き続き、我々はやっていきたいという、そういうことでございます。

○三菱原子燃料株式会社（大和矢取締役社長） 三菱原子燃料の大和矢でございます。

御回答ありがとうございます。確かに、私どもの設工認がもう既に終わっていて、未来に向けてどういうふうな形でという御説明であったかというふうに思いますが、現時点において、我々の設工認には非常に多くのことが書き込まれてございまして、これを先ほど質問の中で幾つかありましたけれども、これから後、例えば台数を変更するであるとか、いろんな細かい変更があった場合に、我々の設工認には細かいことがいっぱい書き込まれていますので、全てを軽微変更なり、変更申請という形でお出ししなくてはいけないという、そういう状況にございます。他社様はこれからということでございますので、そういう意味ではあまり大きな影響はないのしょうけれども、私どもはこれから設工認が全て変更されるまで、ずっとこのような対応をしていかななくてはいけないということをおっしゃっているのをごさいますか。教えていただきたいんですけど。

○長谷川安全規制管理官 規制庁の長谷川です。

基本的には、今後、処分、まだ全部終わっているわけでは、処分が終わったものについてはそのまま結構で、ここから先は新たな考えを持ってやって、というふうに思っていて、今の記載事項が全てそのまま引き継がれるかといったら、修正していただいても、何かあったときに、変更があるときに修正していただいても結構ですし、それはそのまま残しておいても我々の見方は新たな見方としてやっていきたいというふうには思っています。だから、別の言い方をすると、三菱原子燃料の申請自体は、その時点においては、今のから見ると少しオーバースペックに記載がされているという認識の下で見方を、先ほど提案させていただいたような見方をしていくという、そういうことになるのかなとは思ってます。わざわざ変更する必要は大きな手間がかかるので、ないと。こういった公開の場でそういう発言をさせてもらって、それをベースに今後新たな形でできればいいのかなというふうには思っています。そういうことでよろしいでしょうか。

○三菱原子燃料株式会社（大和矢取締役社長） 三菱原子燃料、大和矢でございます。

どうもありがとうございます。非常にありがたいお言葉をいただきまして、非常に感謝してございます。

ただ、もう1点だけ御質問させていただきたいんですが、先ほどの小澤さんの御説明の中で、ごく少量でほかに安全機能を担保しないもの、例えば5%、1.2キロ以内の、これは使用施設ですが、こういうものについて検査を求めないというような御発言もございました。この辺はどのような要求条件があるかについて、きちっと事業者のほうで考えて、その上で必要な検査を行うというふうなものかというふうに考えてございます。私どもの現在の使用前検査、使用前確認の中で、もう既にこの1.2キロ以下の少量を扱うものに対して非常に厳しい検査を、実は規制庁さんから既にお受けさせていただいている状況でございます。それに対して何もヘジタイトするつもりではないんですが、私どもはこの厳しい検査をこれからも合格証をいただけるまで続けていかななくてはいけないのでしょうか。その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

○長谷川安全規制管理官 難しい話かもしれませんが、基本的には現行の形で認可を受けているので現行のシステムでやっていくというふうには思ってますけど、ただ、我々は検査の担当ではないので、検査を云々というのは、何かもっと軽微になるのかという点については、今、話はできませんけど、当然、検査部門もこの話を聞いていますし、そういう意味で今後、見方を変えるというのはいり得るのかもしれませんが、基本的な書面だけを言えば、現行認可を受けたものを、検査を受けていくという、そういうシステムにはなってしまうと。ただし、その方法論については議論の余地は僕はあると思ってます。

○三菱原子燃料株式会社（大和矢取締役社長） 三菱原子燃料、大和矢でございます。

どうもありがとうございます。非常に、何というか、私どもとしても言いにくいことを申し上げてしまいました。お答えしにくいこともあったかと思いますが、御容赦いただきたいと思います。

あと、これらのことについて、私どものほうの提案として、今すぐにはないんですけども、ガイドみたいな形で、どこまでをきちっと設工認なり、許可のほうで申請したらよいのか、どの程度の範囲を求められるのかということについて整理をいただければありがたいなということを御提案申し上げておりました。先ほどの規制庁さんからの回答では、今日の打合せで共通認識を持つことが重要であって、これが第一歩であると、すぐにはガイドは作れないけれどもというようなお話をいただいたかと思っております。今日、いろいろ御紹介いただいたことについては非常に重要なことを含んでございますので、私どもとしては少々時間かかってでも、これから我々がどういう道筋で歩いていけばいいのかというところを明確にするためにも、このようなガイドみたいな考え方の整理を改めてお出

しいただければ助かります。これは要望としてお願いしたいと思います。よろしくお願  
いたします。

○長谷川安全規制管理官 ありがとうございます。今言われたガイドみたいなものでは  
けど、我々は、現時点ですぐにというふうにはあまり考えてはいないことはなんです  
けど、結局、三菱原子燃料を除く2社3事業所については、設工認の申請全部が  
終わっている段階ではなく、その段階で作って、そのはざまみたいになってしま  
うと、かえってガイドを作ってからやるみたいな形もあまり、合理的になるか  
どうかというのもあって、こういう会合を通じて、結局、ガイドとか、そ  
ういうものというのはお互いの共通認識を取ることだとは思っていて、それ  
がこういう場で適切に取られていけば、事業者としてもそれほど問題がない  
のではないかなと、今の時点では。そして、それなりにお互いの共通化が  
図られて、それを適切な形でしていくというほうがよろしいのかなともいう  
ふうに思っています。事業者からすぐにでも、やっぱりガイドがないと自分  
たちは困るんだという御意見があれば、我々もやっぱり考えを直さないとい  
けないと思うんですけど、いかがなんでしょうか。

○原子燃料工業株式会社熊取事業所（伊藤品質安全管理室長） 原子燃料工業の伊藤  
でございます。発言してよろしいでしょうか。

○長谷川安全規制管理官 どうぞお願いします。

○原子燃料工業株式会社熊取事業所（伊藤品質安全管理室長） 原子燃料工業、伊藤  
でございます。

今日は意見交換会、ありがとうございます。今の長谷川さんの御発言、趣旨、理  
解いたしました。弊社、熊取事業所と東海事業所、二つの事業所で今、設工認の申  
請、審査を受けているところでございますけれども、熊取事業所につきましては、  
5分割の申請の5番目の最後の申請を既にさせていただいているという状況でござ  
います。東海事業所のほうは、これからまだ設工認の申請が残っているという状  
況でございまして、今日、いろんな観点での我々からの意見について明確に規  
制庁さんのお考えを聞くことができましたので、我々としては、今すぐそのガイ  
ドを作っていたきたいというようなことではなく、必要な事柄につきましては  
これからよく規制庁さんと相談をさせていただいて、まず熊取側の設工認の  
審査、これを進めていただきたいというふうに考えています。当然、我々も審  
査を受ける中、もしくは東海事業所の設工認の申請に当たっては、今日いろ  
いろお伺いした話をよく理解した上で我々の申請に反映をしていきたいという  
ふうに考えているところで

す。今日はどうもありがとうございました。

以上です。

○長谷川安全規制管理官 ほか、何かございますか。

○株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（磯辺担当部長） GNF、磯辺でございます。

今の最後のガイドの制定の時期といいますか、それについて当社の考えでございますが、先ほど長谷川さんもおっしゃっておられたとおりといいますか、当社はまだ新規制の設工認の分割申請の審査をいただいている途中でございまして、そのガイドの中身もその結果どうなるかもまだ何も具体的なところはない状態ではございますけども、何らかのガイドが制定されて、それで申請書の体裁等が、例えば大きく変わるような影響があるということがもしあるようでしたらば、分割申請の途中でそういうものが入ってくるというのは、当社としては極力避けたいなところは正直なところでございます。ただし、何か最終的に、将来的に審査のガイドが制定されて、いろんな方針が明確になるという点では全く異なる意見、反対意見のあるということではございません。

以上です。

○三菱原子燃料株式会社（大和矢取締役社長） 三菱原子燃料、大和矢でございます。

先ほど、私のほうからガイドというお話をさせていただきましたが、これにつきましてはすぐというお話ではなくて、3社及び規制庁さんが共通の認識を持つということが重要であるというふうに思っておりますので、その一助として、そのうちに使えるような形になればなというふうに思っている次第で御発言させていただきました。制定時期については、特に私どもとしては希望を持っているものではございませんが、将来的にという観点において考え方の整理をさせていただければなというふうに思っている次第でございます。

以上です。

○長谷川安全規制管理官 ありがとうございます。その辺りも今後、皆さんとコミュニケーションしながら少し考えさせていただきたいと思えます。

私のほうから少し、今回の件も含めて皆さんにもお願いがあって、結局、今回の新規制基準の適合性の審査という意味では今回初めてで、核燃料施設というのは実用炉ほど、それほど多くの同じような事業者がいるわけではなくて、規則のほうで炉のようにかなり体系的になっているわけでもなく、別表的な整理というのがされていないので、いろいろ申

請、審査の中でもオーバースペックになってしまったところというのが、一度、申請がされると、我々としては、その申請が多少オーバースペックであった場合というのは、保守的な側に立っていれば、そのままよしとしてしまうという、そういう、その辺りを淡々と審査してきたというところもあって、その辺りが、コミュニケーションが欠けていた点もあっただろうと。当然、グレーデッドアプローチみたいなところというのは、そのグレード感というか、施設の特徴とか、そのリスクの観点というのを総合的にお互いに理解して、やっぱり対応していくということになるかというふうに思っています。そういう観点からすると、まずこれ設工認の問題では、僕はないとっていて、許可の時点でその辺りのコミュニケーションが欠けていたんだらうというふうに思っています。今から別に許可に戻れるということではないんですけど、やっぱり皆さんにもこういうこと、なった結果として議論させていただいている中で、やっぱりまず許可の時点でもう一度しっかり立ち返ったときに、まずはやっぱり説明をするのは事業者側であって、ここが少しオーバースペックの説明をしてきたところがもしかしたらあるかもしれない。ウラン加工施設というのは、結局いろいろ自己評価をしたときには、安全上重要な施設というものがないぐらいの程度のものであって、結局は臨界、多分重要なのが臨界防止であって、さらには核燃料物質も粉末を取り扱うようなところ、粉末を大量に取り扱うようなところをしっかりと外へ出さないようにいろいろな安全設計がされるということだと思って、ほかの部分についての説明というのがなかなか、どう説明していいかというのが皆さんも難しいところだったと思うんですけど、結局、基本的安全機能と呼ばれている、臨界のところは皆さん、しっかりやって、発生防止というのをしっかりやっているんですけど、この閉じ込めみたいな部分というのがかなり曖昧に多分なっているんだらうと。そういうところが曖昧になると、先ほどの細かい放管施設だとか、通信連絡だとか、いろんな消防だとかというところにも同じように問題というかグレードがよく分からなくなってしまうんじゃないかなと。なので、皆さんの安全設計の考え方、コンセプトみたいなのはしっかり説明されなければいけないというふうに思っています。例えば少量のウランを使っているような、いわゆる分析機器みたいなのは本当にごく僅かなわけですね。そこには多分、安全上、そこから、そこには何かカバーとか色々ついてたとしても、全体としてはそれがそこで少しこぼれようが外に漏えいすることはなくて、部屋全体として管理ができていますよといったときに、どちらで安全を担保するようにしているんですかという質問をしたときに、いや、機器ですよという方と、建屋全体でといったときには少しやっぱり考え方が違ってくると思います。

だから、そういうところが少し説明の中では、やっぱり許可の段階でも曖昧なところがあって、特に小さなものというのがなかなか説明が、そこまで聞いていないという、細かいところまで聞かないで重要なほうだけに目を向けていくのが審査になってしまったので、その辺りの説明を皆さんがしっかりしていただくということが重要かなと。先ほど個別で出た消防設備みたいなものも、これも多分2種類、実はあって、消防法で求められている区画に、ある区画に消火器をつけなさいというパターンと、それとは別に核燃料物質の火災とか爆発とか、そういうために、ある場所に特定のものを置かなければならないと。それは許可としての段階で重要なものと、というのがその区別をしっかりつけなければいけないし、通信連絡設備とか、そういったものの照明施設とか、そういったものも何か他法令で要求されていることと、その施設の皆さんの設計の考え方として特別にやっぱりその台数が必要だといったときには、その台数がなければ、安全が確保できなければ、やっぱりそれは重要なものと。だから、そういったところの説明というのが少し曖昧になっている点があったのではないかと。そういったところのコミュニケーション不足になってしまうと、少し過剰というか、保守側にとりかかるとか、そういう力が我々にも働いてしまうところがあったんだと思っていて、いずれにしても、その許可の安全設計の考え方というのをしっかり事業者には御説明していただくことが重要であって、例えばほかの閉じ込めがやっぱり一番難しいと思ってます。特に容器だけで、容器の外側に例えばフードボックスと呼ばれているようなものがあつたときに、どっちで基本的には閉じ込めが担保されているんですかといったときに、常にフードボックス汚れてるんですというケースと、いや、フードボックスは念のためにつけているだけで、基本は容器が通常運転時はなつて、一応、万が一のときのためにつけているんですという説明だと、やっぱり随分違ってくるので、そういうところを少し丁寧に説明をしていただくと。多分それが設工認のときに我々の見るべき重要な観点として何を見ればいいのかというところにつながってくると思います。その辺りの、やっぱり細かなコミュニケーションというか、考え方とかというのを、事業者側もしっかり説明をしていただかなければいけないのかなと。それによって、先ほど提案したような話というのが必然的にちゃんとしてきてくれるのではないかなというふうに思っているんですけども、ざっくり、長くしゃべっちゃいましたけど、そういう意味で、その辺りも事業者と我々がしっかり議論していくところはそういうところにあるのではないかなと思ってますけど、少し意見をいただければと思いますけど、どうでしょう。

○三菱原子燃料株式会社（大和矢取締役社長） 三菱原子燃料、大和矢でございます。

ありがとうございます。おっしゃっていることは理解できました。基本的には私どもも規制庁さんとよくお話をしながら今までも進めてきたつもりではあったんですけども、もう少しこういう安全関係、安全設計の機能を説明するという観点において、コミュニケーションを十分にとるということで御指示をいただいたというふうに理解いたしましたので、このような対応をこれからも取らせていただきます。ありがとうございました。

○原子燃料工業株式会社熊取事業所（藤原担当部長） 原子燃料工業、藤原でございます。

ただいまの長谷川管理官の御説明の点ですね、我々のほうも今後、許可も含めていろいろコミュニケーション取らせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（磯辺担当部長） GNF、磯辺でございます。

長谷川さんの今のご希望といいますか御説明につきましては、理解するところも多かったのですが、許可時点でのコミュニケーションの問題というのは、私もそういう部分はあったと思いますけども、許可に遡って変更するというのもなかなか今の時点では難しいところがございますので、これから、当社はまだ設工認、大分残ってますので、これからの設工認の説明の中でいろいろ整理して説明させていただきたいと思っております。よろしく願いします。

以上です。

○長谷川安全規制管理官 ありがとうございます。あと皆さんから何か御要望とか、足りなかった御意見とかというのは何かございますか。

今回、初めて皆さんとこの意見交換という場を設けさせていただいたんですけども、我々は必要でしたら、別にこれを1回というつもりもないんですけど、その辺りについても何か意見なり、提案がございましたらお話しいただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○原子燃料工業株式会社熊取事業所（伊藤品質安全管理室長） 原子燃料工業の伊藤でございます。

今日はありがとうございました。我々といたしましては、今、審査をまさに受けている途中でもございますので、これから個別に必要な事項については相談を小まめにさせてい

ただきたいと。我々としても丁寧な説明に取り組んでいきたいというふうに考えています。

また、個別にこういった公式な場の意見交換というのは、トピックスが出てきたときに開催していただければというふうに考えます。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（磯辺担当部長） GNF、磯辺でございます。

今日は意見交換会、ありがとうございました。再三申し上げてますとおり、当社はまだ設工認が大分残ってございまして、具体的には今日いろいろ議論のありました消防設備とか通信連絡設備とか、そういう話題になっていたものについてもこれからの申請になってございまして、今までの一次、二次、三次というのは割とですね、あんまりそういうところで悩まない、どこから見ても、耐震重要度でいけば1類の施設とか、そういうものを先に申請してございまして、これからそういう先行の会社さんがいろいろ議論になったところが我々が関わってくるというところで、まずはそういう実例を我々としても申請させていただいて、その議論させていただくというのが先行かなということで、こういう今日のような意見交換会を頻繁に開催してほしいという要望は今のところはございません。

以上です。

○三菱原子燃料株式会社（大和矢取締役社長） 三菱原子燃料、大和矢でございます。

本日はどうもありがとうございました。私どももそういう意味では設工認を出し終わっているという段階、それから使用前検査の段階に入っているという状況でございますので、これから細かいポイント等についても幾つか出てくるかと思えます。そのたびには規制庁さんと連絡を密にしてお話をさせていただきたいというふうに思っております。今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

○長谷川安全規制管理官 ありがとうございます。大体、御意見も出し尽くして、今日のまとめとしましては、まずは先ほど規制庁のほうから2点の改善提案をさせていただきましたけど、基本的にはそれに沿った形で考えていきたいと。それに当たっては、事業者そのものがしっかり安全設計の考え方、特に取扱量が少ないものとか、それから間接的な、先ほどの消防だとか、そういったところの、やっぱり意味合いですよね。それから、ウラン加工施設の場合、電源についても、特に全部、電源切れても、安全設計上、特段の問題

がなければ、そういうものも重要なものかどうかという、そういう点もあるかと思しますので、そういった重要な度合いというのをしっかり説明の中でして、分類というか安全設計上のグレードみたいなのを事業者の中でしっかり説明をしながら、お互いにそういったところのコミュニケーションをしっかりとって、重要な点に絞って、そこに資源が振り向かれるようにして、全体をバランスよく安全審査を進めていきたいと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

特になければ、本日、これで終了したいと思ひますけど、また何か議論したいことがあれば、いつでも我々は開催する準備はありますので申しつけていただければと思ひます。

本日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。これで終了したいと思ひます。